



環政第 1036 号  
令和 6 年 1 月 16 日

株式会社 倉敷  
代表取締役 南 秀樹 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る事後調査報告書に  
ついて

令和 5 年 11 月 8 日付けで沖縄県環境影響評価条例第 37 条第 1 項の規定に基づき送付  
されたみだしの事後調査報告書について、同条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、別添の  
とおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講じるよう求めます。

産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る事後調査報告書に対する  
環境保全措置要求

1 総論

(1) 環境保全措置及び事後調査への対応に関する全般的事項について

以下の(2)アで述べるとおり、事業実施区域内に長期にわたり廃棄物(燃え殻)が仮置きされているため、環境保全措置としての緑化が行えていない。また、(3)アで述べるとおり、雨水による影響を把握すべきにもかかわらず事業実施区域近くの観測所の降雨量データを用いておらず、調査期間に梅雨時期が含まれていない。さらに、(3)イで述べるとおり、事業実施区域内で集水した雨水を対象とした分析が行われていないなど、事業者として実施すべき環境保全措置や事後調査への対応が十分とは言えない。

については、事業者として環境の保全に適正な配慮を払い環境への影響を低減するとともに、適切な事後調査を実施し、供用後の環境の状態が明らかにできるようにすること。

(2) 緑化計画並びに陸域動植物及び生態系について

ア 事業実施区域内の緑化実施予定箇所に長期にわたり仮置きされている廃棄物については、一部処理が進んでいるものの、依然として滞留している状態が確認されており、事業の実施により影響を受ける陸域動植物及び生態系に対する環境保全措置としての緑化が行えない状況が継続している。

本事後調査報告書において、当該廃棄物の処理計画を「今後、全数処分完了を令和6年6月、緑化工事の開始時期を令和6年4月頃、工事終了時期を令和7年3月とし廃棄物の処分を進めていく」としているが、可能な限り早期に処分すること。

イ 事業による改変区域を変更したことに伴い、事業実施区域内の道路設置箇所が変更され、補正評価書に記載されている緑化実施予定箇所と当該道路が重なっている。

今後の緑化計画については、変更の内容及び理由を明らかにするとともに、事業者として陸域動植物及び生態系への影響を可能な限り低減すること。また、変更後の環境保全措置の検討に当たっては、沖縄県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)第1章第4の8(3)に掲げる事項を明らかにできるよう整理し、次回の事後調査報告書に記載すること。

(3) 雨水貯留槽の設置等による環境保全措置について

ア 水の汚れ、地下水の水質及び底質については、「今回の事後調査年度で最も多い連続した降雨量は147.0mm(令和4年10月31日～11月2日)で、その時の対象事業実施区域の総降雨量は2,875m<sup>3</sup>であり、雨水貯留槽の総量4,770m<sup>3</sup>を超えなかった」とし、十分な環境保全措置がなされたことにより、地表に蓄積した煙突排ガスからの大気汚染物質を含む雨水が事業実施区域外に流出することはなかったことから、影響は小さいと評価している。

しかしながら、気象庁の観測所が事業実施区域近くの沖縄市胡屋にあるにもかかわらず、

事業実施区域から離れたうるま市宮城島の降雨量データを用いていることや、本事後調査対象期間が令和4年7月から令和5年4月となっており、沖縄県における梅雨時期が含まれていないなど、事業実施区域における降雨のピークを適切に捉えた調査の方法となっていない。

については、次回の事後調査では、事業実施区域に最も近い観測所の降雨量データを用いるとともに、通年における降雨のピークを適切に捉えた評価を行い、必要に応じ追加の環境保全措置を講じること。

イ 事業実施区域内で集水した雨水等のダイオキシン類の組成パターンを調査するために雨水貯留槽から水を採取しているが、事後調査を委託した者に、調査当日の雨水貯留槽内の水が河川水を利用している近隣の農家から提供を受けた水であったことを伝えていなかったとのことであり、調査自体が適切に実施できていない。

については、次回の事後調査では、事後調査を委託した者と調整を密にし、雨水貯留槽水が事業実施区域内で集水した水のみである際に実施した調査結果を基に評価を行い、必要に応じ追加の環境保全措置を講じること。また、採水した雨水貯留槽の箇所及び選定理由についても次回の事後調査報告書に記載すること。

## 2 各論

### (1) 騒音について

令和4年11月18日付けの環境保全措置要求（以下「前回の環境保全措置要求」という。）において、「湿式トロンメル騒音を測定し、事業の影響を適切に評価すること」と述べたことに対応し、湿式トロンメル単独稼働時の調査を実施し、湿式トロンメル単独稼働時の騒音の影響は軽微であると評価している。また、対象事業施設単独稼働時には、事業実施区域敷地境界周辺において補正評価書に記載された調査結果、予測結果及び環境保全に係る基準又は目標を超過する結果となったとしている。

以上のことから、事業者は「事後調査を継続して行い、新たな環境の保全のための措置として騒音超過の原因となる発生源に対し防音対策を実施する」としている。

については、当該環境保全措置を適切に講じるとともに、その措置の内容について技術指針第1章第4の8(3)に掲げる事項を明らかにできるよう整理し、次回の事後調査報告書に記載すること。

### (2) 低周波音について

ア 1/3 オクターブバンド音圧レベルについて、事業実施区域敷地境界周辺においては補正評価書に記載された調査結果及び環境保全に係る基準又は目標を超過していることに対し、「事後調査を継続し、新たな環境の保全のための措置として低周波音超過の原因となる発生源に対し防音対策を実施する」としている。

については、当該環境保全措置を適切に講じるとともに、その措置の内容について技術指針第1章第4の8(3)に掲げる事項を明らかにできるよう整理し、次回の事後調査報告書に

記載すること。

イ 前回の環境保全措置要求において、「施設の稼働時及び非稼働時において現地調査を行い、施設の稼働による影響の違いを適切に把握するなど、客観的かつ科学的に十分な判断根拠を示した上で評価すること」と述べたことに対応し、対象事業施設の稼働時と非稼働稼働時の調査を実施している。

調査の結果、No.3（東南植物楽園内）及びNo.4（事業実施区域敷地境界周辺）の両地点において、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベルともに、稼働時の値は停止時と比較して増加しているが、当該結果について、事業による影響が評価されていない。また、低周波音の測定は風速、風向等の気象条件の影響を大きく受けることや、No.3 の周辺に存在する他社の焼却施設や破碎施設等の影響を受けることも考えられる。

については、次回の事後調査では、測定時における気象条件等も考慮して実施した調査結果を基に評価を行い、必要に応じ追加の環境保全措置を講じること。

また、No.3 については、前回の事後調査において、1/3 オクターブバンド音圧レベルが補正評価書に記載された予測結果の 48dB を上回る 60dB を記録しており、今回の事後調査結果でもって定常状態に至っていないと考えられることから、事後調査を継続して実施し、事業による影響を把握すること。

### (3) 廃棄物等について

スラグ加工施設を撤去したことで熔融スラグの資源再利用は行わないこととしたため、焼却灰を建設資材として資源再利用することを新たな環境保全措置としている。

前回の環境保全措置要求において、「資源の再利用について徹底すること」と述べているが、令和3年度と比べ再利用率が低下している状況にある。

については、次回の事後調査報告書において、再利用率低下の要因を記載すること。また、環境保全措置としての資源の再利用について徹底するとともに、再利用状況の詳細や再利用できない場合における焼却灰の処分方法についても記載し、評価を行うこと。